

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 88

告 示

北海道告示第233号

平成22年北海道告示第267号（総合振興局長及び振興局長の統轄に属さない出先機関の指定）の一部を次のとおり改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | | |
|---|---|--|-------|
| 「北海道消防学校 北海道開拓記念館 北海道立アイヌ民族文化研究センター 北海道立衛生研究所 北海道立衛生学院 北海道立精神保健福祉センター」 | を | 「北海道消防学校 北海道博物館 北海道立衛生研究所 北海道立精神保健福祉センター」 | に改める。 |
|---|---|--|-------|

北海道告示第234号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）第3条第2号に規定する知事が別に定める要件を次のとおり定める。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

退職手当の基礎在職期間等に関する規則第3条第2号に規定する知事が別に定める要件は、次の各項のいずれにも該当することとする。

- 1 学術の調査、研究又は指導への従事が、次のいずれにも該当することにつき、休職の期間の初日の前日（休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日）までに、任命権者が知事の承認を受けていたこと。
 - (1) 相当程度高度な学術の調査、研究又は指導に従事するものであること。
 - (2) その成果によって休職の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものであること。
- 2 学術の調査、研究又は指導への従事が、法人の要請に基づき行われたものであったこと。
- 3 学術の調査、研究又は指導への従事によって退職した者が法人から退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けていないこと。

北海道告示第235号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定によ

目 次

告 示

| | |
|--|----|
| ○総合振興局長及び振興局長の統轄に属さない出先機関の指定の一部改正…（人事課） | 69 |
| ○退職手当の基礎在職期間等に関する規則第3条第2号に規定する知事が別に定める要件……………（人事課） | 69 |
| ○有害図書類の指定……………（道民生活課） | 69 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課） | 70 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） | 70 |
| ○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） | 70 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） | 71 |
| ○建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………（建設管理課） | 76 |
| ○浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………（建設管理課） | 76 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課） | 76 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課） | 77 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 77 |
| 道教育庁教育局告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… | 78 |
| 道公安委員会規則 | |
| ○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… | 80 |
| 道公安委員会告示 | |
| ○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… | 85 |
| 道警察本部告示 | |
| ○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… | 85 |
| 道方面公安委員会告示 | |
| ○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… | 87 |
| ○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… | 87 |
| ○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… | 88 |

り、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

| 図書類の種別 | 図書コード | 図書類の名称 | 発行所、制作所、受審会社等 |
|--------|---------------|------------------------------|---|
| 書籍 | 9784884692934 | 世界殺人鬼ファイル殺人王リターンズ～悪魔の呪呪マザーズ～ | 太陽出版 平成14年12月13日発行 |
| 同 | 9784887187173 | 悪知恵マニュアル | 株式会社データハウス 平成15年5月30日発行 |
| 雑誌 | 64241-57 | 裏ワザ大全2012 | 株式会社三オブックス 平成24年1月1日発行 |
| 書籍 | 9784865090765 | Android スマートフォン裏ワザ ザ・ベスト | 株式会社インターナショナル・ラグジュアリー・メディア 平成25年10月10日発行 |
| 同 | 9784865370225 | ググってはいけない禁断の言葉2015 | 株式会社鉄人社 平成26年12月31日発行 |

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、由仁土地改良区から、次のとおり役員^のの退任の届出があった。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

| 退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住所 |
|-------------|---------|--------|------------------|
| 平成27. 2. 27 | 理事 | 羽賀 久 貢 | 夕張郡由仁町中三川197番地の1 |

北海道告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年4月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 縦覧場所 |
|-----|--|------------|
| 大沼 | 経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、客土) | 北海道空知総合振興局 |
| 新北部 | 同 (農業用排水施設、区画整理) | 同 |

北海道告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
長屋の沢川 (I-14-0050)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡神恵内村大字神恵内村 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チライ左川 (I-34-0860)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町正和 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新和の沢川 (II-34-0810)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町正和 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
正和の沢川 (II-34-0850)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡日高町正和 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新冠高江 8 (II-3-242-1415)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
新冠郡新冠町高江 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
青年の家沢川 (I-34-1090)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

| | |
|--|--|
| <p>新冠郡新冠町高江（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢川左の沢川（I-34-1100-1）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 新冠郡新冠町高江（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 雄冬（5-20-286）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町雄冬（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松葉3の沢川（I-93-0590）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 其田の沢川（I-93-0600）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 曙の沢川（I-93-0610）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松葉2の沢川（I-93-0620）</p> | <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町御供、松葉2丁目、松葉3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奔渡3の沢川（I-93-0670）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奔渡4の沢川（I-93-0680）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡4丁目、奔渡5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第239号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>平成27年3月31日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内神恵内5（I-1-362-899）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内神恵内6（I-1-363-900）</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内神恵内7（Ⅰ-1-364-901）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神恵内神恵内8（Ⅰ-1-365-902）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カモエ沢川（Ⅰ-14-0060）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 トンネルの沢川（Ⅰ-14-0071）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡神恵内村大字神恵内村（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> | <p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真吉野2（Ⅰ-3-12-1652）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字吉野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真吉野1（Ⅱ-3-15-1188）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字吉野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 門別緑町1（Ⅰ-3-360-2000）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町緑町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 門別緑町2（Ⅰ-3-361-2001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 沙流郡日高町緑町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新冠高江1 (I-3-370-2010)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 新冠郡新冠町高江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新冠高江2 (I-3-371-2011)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 新冠郡新冠町高江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社の沢川 (I-34-1100)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 新冠郡新冠町高江 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鷹栖15線4号 (II-4-25-1541)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡鷹栖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川旭岡2丁目1 (III-4-4-563)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> | <p>旭川市旭岡二丁目、上川郡鷹栖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川旭岡2丁目2 (II-4-12-1528)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市旭岡二丁目、上川郡鷹栖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌1 (II-5-9-1590)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌2 (I-5-13-2230)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌3 (III-5-1-575)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌4 (I-5-14-2231)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌5 (III-5-2-576)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌6 (II-5-10-1591)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛南永寿町1丁目 (I-5-11-2228)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町南永寿町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p> | <p>増毛弁天町 (I-5-12-2229)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町弁天町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛雄冬1 (I-5-1-2218)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町雄冬 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛雄冬2 (I-5-2-2219)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町雄冬 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛雄冬3 (I-5-3-2220)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町雄冬 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 イカヅ川 (I-51-0010)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町雄冬 (次の図のとおり)</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛中歌7 (I-5-15-2232)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町中歌 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上梅香の沢川 (I-93-0580)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香1丁目、梅香2丁目、御供 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松葉1の沢川 (I-93-0630)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町松葉4丁目、御供 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奔渡1の沢川 (I-93-0640)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p> | <p>次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 保育所沢川 (I-93-0650)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奔渡2の沢川 (I-93-0660)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町5丁目 (I-9-112-2833)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡5丁目、御供 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町6丁目3 (I-9-113-2834)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡5丁目、奔渡6丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸松葉町、奔渡町 (I-9-114-2835)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p> |
|---|--|

厚岸郡厚岸町奔渡1丁目から奔渡5丁目まで、松葉2丁目から松葉4丁目まで及び御供（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚岸梅香町1丁目1（I-9-115-2836）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町梅香1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚岸梅香2丁目1（I-9-117-2838）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町梅香2丁目、松葉2丁目、松葉3丁目、御供（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚岸梅香町2丁目2（I-9-118-2839）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町梅香2丁目、御供（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚岸奔渡町6丁目4（II-9-110-2204）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町奔渡5丁目、奔渡6丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第240号
昭和47年北海道告示第1290号（建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。
平成27年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

1 建設業者提出書類閲覧所の場所の事項中「北海道建設業者提出書類閲覧所（石狩振興局管内を除く。）」を「北海道知事許可建設業者提出書類閲覧所（石狩振興局管内を除く。）」に、「北海道建設部建設管理局建設情報課内」を「北海道建設部建設政策局建設管理課内」に改める。

2 閲覧規則の事項第1条第2項中「建設部建設管理局建設情報課長」を「建設部建設政策局建設管理課長」に、「建設情報課長等」を「建設管理課長等」に改め、同条第3項中「建設情報課長等」を「建設管理課長等」に改める。

北海道告示第241号
昭和60年北海道告示第1693号（浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。
平成27年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所の事項中「北海道建設部建設管理局建設情報課内」を「北海道建設部建設政策局建設管理課内」に改める。

2 閲覧規則の事項第2条第2項中「建設部建設管理局建設情報課長」を「建設部建設政策局建設管理課長」に、「建設情報課長等」を「建設管理課長等」に改め、同条第3項中「建設情報課長等」を「建設管理課長等」に改める。

2 閲覧規則の事項第3条第2項及び第6条中「建設情報課長等」を「建設管理課長等」に改める。

北海道告示第242号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成27年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

| | |
|-----------------------------------|--|
| 財務会計トータルシステム業務処理委託 一式 | |
| 2 | 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月18日 |
| 3 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 |
| 4 | 随意契約に係る契約金額 289,267,200円 |
| 5 | 契約の相手方を決定した手続 随意契約 |
| 6 | 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 |
| 7 | 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 |
| 北海道告示第243号 | |
| 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成27年3月31日 | |
| 北海道知事 高橋 はるみ | |
| 1 | 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価） (2) 調達予定数量 メール便 89,201個 宅配便 83,004個 |
| 2 | 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月3日 |
| 3 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 佐川急便株式会社 (2) 住所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地 |
| 4 | 随意契約に係る契約金額 (1) メール便 全国 300グラム以内 70円 (2) メール便 全国 600グラム以内 70円 (3) メール便 全国 1キログラム以内 70円 (4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 310円 |

| | | |
|------|---|--------|
| (5) | 宅配便 北海道 5キログラム以内 | 360円 |
| (6) | 宅配便 北海道 10キログラム以内 | 420円 |
| (7) | 宅配便 北海道 20キログラム以内 | 420円 |
| (8) | 宅配便 北海道 30キログラム以内 | 500円 |
| (9) | 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内 | 420円 |
| (10) | 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内 | 450円 |
| (11) | 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内 | 500円 |
| (12) | 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内 | 700円 |
| (13) | 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内 | 900円 |
| (14) | 宅配便 その他 2キログラム以内 | 420円 |
| (15) | 宅配便 その他 5キログラム以内 | 500円 |
| (16) | 宅配便 その他 10キログラム以内 | 650円 |
| (17) | 宅配便 その他 20キログラム以内 | 850円 |
| (18) | 宅配便 その他 30キログラム以内 | 850円 |
| (19) | 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内 | 700円 |
| (20) | 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内 | 1,200円 |
| (21) | 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内 | 1,700円 |
| (22) | 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内 | 2,500円 |
| (23) | 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内 | 3,400円 |
| 5 | 契約の相手方を決定した手続 随意契約 | |
| 6 | 随意契約による理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 | |
| 7 | 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局集中業務室職員事務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 | |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第7号

| | |
|---------------------------------------|--|
| 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年3月31日 | |
| 北海道空知総合振興局長 山根 康徳 | |
| 1 | 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 1,946トン |

- 2 落札を決定した日
平成27年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 ジェイアール物流・JR貨物・北海自動車汚泥運搬共同体
(2) 住所 札幌市白石区流通センター5丁目5番18号
- 4 落札金額
8,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年2月3日付け北海道空知総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月31日

北海道教育庁空知教育局長 松山拓男

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) A重油その1（岩見沢地域） | 379,000リットル |
| (2) A重油その2（空知南部地域） | 188,000リットル |
| (3) A重油その3（夕張地域） | 138,000リットル |
| (4) A重油その4（空知中部地域） | 352,000リットル |
| (5) A重油その5（空知北部地域） | 406,000リットル |
| (6) A重油その6（深川地域） | 78,000リットル |
| (7) 灯油その1（岩見沢地域） | 178,500リットル |
| (8) 灯油その2（空知南部地域） | 34,000リットル |
| (9) 灯油その3（夕張地域） | 7,400リットル |
| (10) 灯油その4（空知中部地域） | 58,100リットル |
| (11) 灯油その5（空知北部地域） | 98,100リットル |
| (12) 灯油その6（深川地域） | 30,500リットル |
- 2 落札を決定した日

- 平成27年3月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
ア 氏名 いわみざわ農業協同組合
イ 住所 岩見沢市2条西1丁目1番地
- (2) 1の(2)及び(8)
ア 氏名 三谷石油株式会社
イ 住所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号
- (3) 1の(3)
ア 氏名 株式会社小林本店
イ 住所 夕張郡栗山町中央1丁目250番地
- (4) 1の(4)、(10)及び(11)
ア 氏名 有限会社永友商事
イ 住所 砂川市東6条南8丁目1番18号
- (5) 1の(5)及び(6)
ア 氏名 第一興産株式会社
イ 住所 滝川市朝日町東2丁目2番5号
- (6) 1の(7)及び(12)
ア 氏名 ミナミ石油株式会社
イ 住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (7) 1の(9)
ア 氏名 空知日石株式会社
イ 住所 夕張郡栗山町中央2丁目134番地
- 4 落札金額
- (1) 55.00円
(2) 57.00円
(3) 77.00円
(4) 56.50円
(5) 53.50円
(6) 56.00円
(7) 58.29円
(8) 56.90円
(9) 78.00円
(10) 56.30円
(11) 56.20円

(12) 59,79円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年1月23日付け北海道教育庁空知教育局告示1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月31日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

1 落札に係る特定役務の名称（スクールバス貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借契約

| | | |
|-----------|--------|------|
| ア 新札幌Aコース | 運行予定日数 | 93日 |
| イ 新札幌Bコース | 運行予定日数 | 112日 |
| ウ 平岡コース | 運行予定日数 | 205日 |
| エ 豊平コース | 運行予定日数 | 205日 |
| オ 中央区Aコース | 運行予定日数 | 93日 |
| カ 中央区Bコース | 運行予定日数 | 112日 |

(2) 北海道拓北養護学校スクールバス貸借契約

| | | |
|------------|--------|------|
| ア 東回りAコース | 運行予定日数 | 87日 |
| イ 東回りBコース | 運行予定日数 | 116日 |
| ウ 中央回りAコース | 運行予定日数 | 87日 |
| エ 中央回りBコース | 運行予定日数 | 116日 |
| オ 西回りAコース | 運行予定日数 | 87日 |
| カ 西回りBコース | 運行予定日数 | 116日 |

(3) 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス貸借契約

| | | |
|--------|--------|------|
| ア Aコース | 運行予定日数 | 203日 |
| イ Bコース | 運行予定日数 | 203日 |
| ウ Cコース | 運行予定日数 | 203日 |

2 落札を決定した日

平成27年3月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社余市自動車工業

(2) 住所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

4 落札金額

(1) 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借契約

| | |
|-----------|---------|
| ア 新札幌Aコース | 47,876円 |
| イ 新札幌Bコース | 54,326円 |
| ウ 平岡コース | 46,676円 |
| エ 豊平コース | 47,876円 |
| オ 中央区Aコース | 47,876円 |
| カ 中央区Bコース | 54,326円 |

(2) 北海道拓北養護学校スクールバス貸借契約

| | |
|------------|---------|
| ア 東回りAコース | 52,638円 |
| イ 東回りBコース | 59,288円 |
| ウ 中央回りAコース | 52,638円 |
| エ 中央回りBコース | 63,538円 |
| オ 西回りAコース | 53,838円 |
| カ 西回りBコース | 64,738円 |

(3) 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス貸借契約

| | |
|--------|---------|
| ア Aコース | 35,739円 |
| イ Bコース | 41,827円 |
| ウ Cコース | 38,077円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年2月13日付け北海道教育庁石狩教育局告示第15号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第48号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年3月31日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

1 随意契約に係る特定役務の名称（スクールバス貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約

| | | | |
|---|-------------------|--------|------|
| ア | 南回り青バス | 運行予定日数 | 207日 |
| イ | ノビロ回り赤バス | 運行予定日数 | 207日 |
| ウ | 東回り黄バス | 運行予定日数 | 207日 |
| エ | 厚別回り白バス | 運行予定日数 | 52日 |
| オ | 厚別回り白バス (リズム) | 運行予定日数 | 155日 |
| カ | 月寒回り銀バス | 運行予定日数 | 52日 |
| キ | 月寒回り銀バス (キャンディー) | 運行予定日数 | 155日 |
| ク | 平岡回りオレンジバス | 運行予定日数 | 176日 |
| ケ | 平岡回りオレンジバス (スマイル) | 運行予定日数 | 31日 |
| コ | 伏古回り茶バス | 運行予定日数 | 207日 |
| サ | 白石回り緑バス | 運行予定日数 | 207日 |
| シ | 中央区回り紫バス | 運行予定日数 | 207日 |

(2) 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

| | | | |
|---|----------------|--------|------|
| ア | ひかりAコース | 運行予定日数 | 86日 |
| イ | ひかりBコース | 運行予定日数 | 117日 |
| ウ | のぞみAコース | 運行予定日数 | 86日 |
| エ | のぞみBコース | 運行予定日数 | 117日 |
| オ | めぐみAコース | 運行予定日数 | 86日 |
| カ | めぐみBコース | 運行予定日数 | 117日 |
| キ | 石狩紅葉山Aコース | 運行予定日数 | 86日 |
| ク | 石狩紅葉山Bコース | 運行予定日数 | 117日 |
| ケ | 石狩紅葉山 (石狩) コース | 運行予定日数 | 11日 |
| コ | 石狩紅葉山 (北区) コース | 運行予定日数 | 11日 |

2 随意契約を決定した日

平成27年3月10日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社余市自動車工業
- (2) 住所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

4 随意契約に係る契約金額

(1) 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約

| | | |
|---|---------------|---------|
| ア | 南回り青バス | 36,896円 |
| イ | ノビロ回り赤バス | 35,696円 |
| ウ | 東回り黄バス | 36,896円 |
| エ | 厚別回り白バス | 34,942円 |
| オ | 厚別回り白バス (リズム) | 44,868円 |

| | | |
|---|-------------------|---------|
| カ | 月寒回り銀バス | 36,142円 |
| キ | 月寒回り銀バス (キャンディー) | 44,777円 |
| ク | 平岡回りオレンジバス | 35,836円 |
| ケ | 平岡回りオレンジバス (スマイル) | 45,745円 |
| コ | 伏古回り茶バス | 27,250円 |
| サ | 白石回り緑バス | 35,463円 |
| シ | 中央区回り紫バス | 29,429円 |

(2) 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

| | | |
|---|----------------|---------|
| ア | ひかりAコース | 41,827円 |
| イ | ひかりBコース | 52,727円 |
| ウ | のぞみAコース | 41,827円 |
| エ | のぞみBコース | 53,927円 |
| オ | めぐみAコース | 30,989円 |
| カ | めぐみBコース | 41,149円 |
| キ | 石狩紅葉山Aコース | 39,569円 |
| ク | 石狩紅葉山Bコース | 48,512円 |
| ケ | 石狩紅葉山 (石狩) コース | 32,605円 |
| コ | 石狩紅葉山 (北区) コース | 33,260円 |

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2 第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第6号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則 (昭和47年北海道公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第22条の3の次に次の1条を加える。

(医師の届出)

第22条の4 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、届出書(別記様式第27号の3)により行うものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は、確認要求書(別記様式第27号の4)により行うものとする。

3 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求に対する回答は、回答書(別記様式第27号の5)により行うものとする。

4 法第101条の6第4項の規定による通知は、届出移送通知書(別記様式第27号の6)により行うものとする。

第23条を次のように改める。

(臨時適性検査等の通知)

第23条 法第102条第1項から第3項までに規定する適性検査を行う場合における同条第6項の規定による通知(次項及び第3項において「通知」という。)は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号)により行うものとする。

2 運転免許試験(仮運転免許(以下「仮免許」という。)の運転免許試験を除く。)に合格した者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合又は運転免許(仮免許を除く。)を受けた者に対して同条第4項若しくは第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号の2)により行うものとする。

3 仮免許の運転免許試験に合格した者に対して法第102条第4項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第28号の3)により、仮免許を受けた者に対して同条第4項又は第5項に規定する適性検査を行う場合における通知は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第28号の4)により、それぞれ行うものとする。

4 法第107条の4第1項の規定による適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記様式第28号の5)により行うものとする。

5 法第90条第8項又は第103条第6項の規定により適性検査の受検を命ずるときは、適性検査受検命令書(別記様式第28号の6)により行うものとする。

6 法第90条第8項又は第103条第6項の規定により医師の診断書の提出を命ずるときは、診断書提出命令書(別記様式第28号の7)により行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(臨時適性検査に係る免許の効力停止処分の解除等)

第23条の2 法第104条の2の3第1項の規定による処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書(別記様式第28号の8)により行うものとする。

2 法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書(別記様式第28号の9)により行うものとする。

別記様式第27号の2の次に次の4様式を加える。

別記様式第27号の3(第22条の4関係)

届 出 書

年 月 日

公安委員会 殿

届 出 医 師

住 所

医 療 機 関 名

氏 名



道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

| | | |
|---------|------|--|
| 患 者 | 住 所 | |
| | フリガナ | |
| 者 | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |
| 病 名 | | |
| 症 状 | | |
| 参 考 事 項 | | |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号の4(第22条の4関係)

確 認 要 求 書

年 月 日

公安委員会 殿

要求医師
住 所
医療機関名
氏 名

㊟

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

| | | |
|--------|------|--|
| 患 者 | 住 所 | |
| | フリガナ | |
| 者 | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |

(回答書送付先)

| | |
|---------|-----|
| 医療機関名 | |
| 住 所 地 | 〒 ー |
| 電 話 番 号 | |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号の5 (第22条の4関係)

回 答 書

年 月 日

殿

公安委員会 ㊟

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

| | | | | |
|---------|------|--|-----|-----|
| 患 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 性 別 | 男・女 |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | | |
| 運転免許の有無 | | 対象者は 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。 | | |

注1 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法第134条(秘密漏示)が適用されます。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号の6 (第22条の4関係)

届 出 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 ㊟

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

| | |
|-----|--|
| 住 所 | |
|-----|--|

| | |
|--------|----------------------|
| 氏名 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 理由 | |
| 備考 | |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号及び別記様式第28号の2を次のように改める。

別記様式第28号（第23条関係）

| | |
|--|---------|
| | 第 号 |
| | 年 月 日 |
| 臨時適性検査通知書 | |
| 住所 | 殿 |
| | 公安委員会 印 |
| <p>あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第1項第2項第3項に規定する適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> | |
| <p>この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の処分を受けることとなりますので御注意ください。</p> | |
| 適性検査を | 講習予備検査 |

| | |
|---------------------------|---------|
| 行う理由 | 特定の交通違反 |
| 適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日) | |
| 適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所) | |
| 備考 | |

注1 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の2（第23条関係）

| | |
|--|---------|
| | 第 号 |
| | 年 月 日 |
| 臨時適性検査通知書 | |
| 住所 | 殿 |
| | 公安委員会 印 |
| <p>道路交通法第102条第4項第5項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> | |
| <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の処分を受けることとなります。</p> | |
| の | 効力の停止 |

| | |
|-----------|--|
| 適性検査を行う理由 | |
| 適性検査を行う期日 | |
| 適性検査を行う場所 | |
| その他必要な事項 | |
| 備 考 | |

- 注1 運転免許試験に合格した方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、更に臨時適性検査の通知（運転免許の保留）をいたします。
- 2 運転免許を受けた方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の4末尾欄外注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とする。

別記様式第28号の6末尾欄外注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、同様式を別記様式第28号の7とする。

別記様式第28号の5末尾欄外注中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同様式を別記様式第28号の6とする。

別記様式第28号の4の次に次の1様式を加える。

別記様式第28号の5（第23条関係）

| |
|--|
| 第 号 年 月 日 |
| 臨時適性検査通知書 |
| 住所 殿 |
| 公安委員会 印 |
| 道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。 |

| | |
|-----------|--|
| 適性検査を行う理由 | |
| 適性検査を行う期日 | |
| 適性検査を行う場所 | |
| その他必要な事項 | |
| 備 考 | |

- 注 規格は、A列4番縦長とする。
- 別記様式第28号の7の次に次の2様式を加える。

別記様式第28号の8（第23条の2関係）

| | |
|--|------------------------------------|
| 運転免許の効力停止処分解除通知書 | |
| 年 月 日 | |
| 公安委員会 印 | |
| <p>道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、年 月 日付けで解除したので通知します。</p> | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 理 由 | 道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため |

注 規格は、A列4番縦長とする。
別記様式第28号の9（第23条の2関係）

（表）

| | |
|---|--|
| 弁 明 通 知 書 | |
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 公安委員会 印 | |
| あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。 | |
| なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。 | |
| 弁明することができる場所 | |

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたの代わりに代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定された日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者に許可を得て下さい。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁

明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は
に
申し出て下さい。

- 5 あなたは又はあなたの代理人が、正当な理由なく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第41号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会圧印の項中「、技能講習通知書」を削り、「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「、銃砲所持許可証」を加える。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第148号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

北海道警察本部長 室 城 信 之

別表札幌方面東警察署の項中 「北 中 央」 | | 「同 東区北
10条東1丁目」 を

「北十三条」 | | 「同 東区北
13条東1丁目
3番7号」 に改め、同表札幌方面岩見沢警察署の項中

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 上幌向 | 同 上幌 向南1条2丁 目1247番地3 | 同 上幌向南1条1丁目から6丁目まで、上幌向南2条の5丁目及び6丁目、上幌向南3条の6丁目及び7丁目、上幌向北1条1丁目から6丁目まで、上幌向町、お茶の水町、西川町の一部（幾春別放水路以南）並びに双葉町の一部（南3線以北） |
|-----|----------------------------|---|

を

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 上幌向 | 同 上幌 向南1条2丁 目1247番地3 | 同 上幌向南1条1丁目から6丁目まで、上幌向南2条の5丁目から9丁目まで、上幌向南3条の6丁目及び7丁目、上幌向北1条1丁目から6丁目まで、上幌向町、お茶の水町、西川町の一部（幾春別放水路以南）並びに双葉町の一部（南3線以北） |
|-----|----------------------------|---|

に改め、同表札幌方面

| | | | |
|----------|----|------------------|---|
| 滝川警察署の項中 | 駅前 | 同 栄町3 丁目11番2号 | を |
|----------|----|------------------|---|

| | | |
|----|------------------|--------------------|
| 駅前 | 同 栄町2 丁目9番17号 | に改め、同表札幌方面門別警察署の項中 |
|----|------------------|--------------------|

| | | | | | |
|----|----------------------------|---|----|-----------------------------|------------------|
| 日高 | 同 日高町 本町東2丁目 291番地の1 | を | 日高 | 同 日高町 宮下町2丁目 411番地の15 | に改め、同表旭川方面旭川中央警察 |
|----|----------------------------|---|----|-----------------------------|------------------|

| | | | | |
|------|----|---------------|---|---|
| 署の項中 | 駅前 | 旭川市宮下通 8丁目 | 旭川市宮下通1丁目から11丁目まで、1条通から4条通右までの1丁目から11丁目まで及び宮前通西 | を |
|------|----|---------------|---|---|

| | | | |
|----|-----------------------|---|----|
| 駅前 | 旭川市宮下通 8丁目2番1 号 | 旭川市宮下通1丁目から11丁目まで、1条通から3条通までの1丁目から11丁目まで、4条通1丁目から11丁目まで（国道12号線及び国道39号線以南）、宮前1条1丁目及び2丁目並びに宮前2条1丁目から3丁目まで | に、 |
|----|-----------------------|---|----|

| | | | |
|-----|------------------------|---|---|
| 中央 | 同 5条通 4丁目893番 地4 | 同 常盤通、上常盤町及び中常盤町1丁目から3丁目まで、4条通左から9条通までの1丁目から9丁目まで（8条通3丁目及び4丁目並びに9条通3丁目から6丁目まで欠）、10条通8丁目及び9丁目並びに常盤公園 | を |
| 七条通 | 同 7条通 17丁目83番地 | 同 宮下通12丁目から17丁目まで（宮下通16丁目及び17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以南を除く。）、1条通から4条通右までの12丁目から17丁目まで並びに4条通左から10条通までの10丁目から17丁目まで | |

| | | | |
|-----|------------------------|--|------|
| 中央 | 同 5条通 4丁目893番 地4 | 同 常盤通、上常盤町及び中常盤町1丁目から3丁目まで、4条通（国道12号線及び国道39号線以北）から9条通までの1丁目から9丁目まで（8条通3丁目及び4丁目並びに9条通3丁目から6丁目まで欠）、10条通8丁目及び9丁目並びに常盤公園 | に改め、 |
| 七条通 | 同 7条通 17丁目83番地 | 同 宮下通12丁目から17丁目まで（宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東を除く。）、1条通から4条通（国道39号線以南）までの12丁目から17丁目まで及び4条通（国道39号線以北）から10条通までの10丁目から17丁目まで | |

同表旭川方面旭川東警察署の項中

| | | | |
|-----|-------------------------|--|---|
| 二条通 | 旭川市2条通 18丁目916番 地 | 旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通16丁目及び17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以南並びに宮下通18丁目から26丁目まで | を |
|-----|-------------------------|--|---|

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|--|
| | | 旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の | |
|--|--|--------------------------------------|--|

| | | | | |
|-----|--|--|-----------------|--|
| 二条通 | | | 旭川市2条通18丁目916番地 | 18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東、宮下通18丁目から26丁目まで並びに、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以北） |
|-----|--|--|-----------------|--|

に

| | | | | |
|----|--|--|--------------------|---|
| 南町 | | | 同 南6条通21丁目1978番地14 | 同 南1条通から南5条通までの20丁目から26丁目まで、南6条通16丁目から26丁目まで、南7条通17丁目から26丁目まで、南8条通19丁目から26丁目まで、南9条通26丁目、神楽岡6条及び神楽岡7条の3丁目及び4丁目、神楽岡8条から神楽岡12条までの1丁目から4丁目まで、神楽岡13条から神楽岡16条までの3丁目及び4丁目、宮前通東並びに神楽岡公園 |
|----|--|--|--------------------|---|

を

| | | | | |
|----|--|--|--------------------|---|
| 南町 | | | 同 南6条通21丁目1978番地14 | 同 南1条通から南5条通までの20丁目から26丁目まで、南6条通16丁目から26丁目まで、南7条通17丁目から26丁目まで、南8条通19丁目から26丁目まで、南9条通26丁目、神楽岡6条及び神楽岡7条の3丁目及び4丁目、神楽岡8条から神楽岡12条までの1丁目から4丁目まで、神楽岡13条から神楽岡16条までの3丁目及び4丁目、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以南）、宮前1条5丁目並びに神楽岡公園 |
|----|--|--|--------------------|---|

に改め、

同表旭川方面羽幌警察署の項中

| | | | | | |
|---|--|--|-----|------------|----------------------------------|
| 同 | | | 初山別 | 同 初山別村字初山別 | 同 初山別村字初山別、字豊岬、字明里、字大沢、字共成及び字千代田 |
| 同 | | | 有明 | 同 字有明61番地 | 同 字有明及び字栄 |

を

| | | | | | |
|---|--|--|-----|------------|--------|
| 同 | | | 初山別 | 同 初山別村字初山別 | 同 初山別村 |
|---|--|--|-----|------------|--------|

に改め、同表北見方面斜里警察署の項中

| | |
|------|-------------|
| 浜小清水 | 同 字浜小清水40番地 |
|------|-------------|

を

| | |
|------|-------------|
| 浜小清水 | 同 字浜小清水41番地 |
|------|-------------|

に改める。

道方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第10号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成27年3月31日

北海道函館方面公安委員会委員長 小笠原 康 正

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中「、技能講習通知書」を削り、「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「、銃砲所持許可証」を加え、「及び駐車監視員資格者証の写真ちよう付欄の契印」を「、駐車監視員資格者証の写真ちよう付欄の契印」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北海道旭川方面公安委員会告示第13号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成27年3月31日

北海道旭川方面公安委員会委員長 今 本 哲 郎

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中「、技能講習通知書」を削り、

「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「、銃砲所持許可証」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道釧路方面公安委員会告示第16号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

北海道釧路方面公安委員会委員長 梁 瀬 之 弘

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会圧印の項中「、技能講習通知書」を削り、「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「、銃砲所持許可証」を加える。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北海道北見方面公安委員会告示第9号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

北海道北見方面公安委員会委員長 小 田 美恵子

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会圧印の項中「、技能講習通知書」を削り、「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「、銃砲所持許可証」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
